

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備		
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	電話番号:03-5253-5837	e-mail:reallocation@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成23年2月1日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 周波数の国際的な割当状況や通信量の増加による周波数需要の増大等の事情に鑑み、携帯電話サービスを導入することとなる周波数を既に使用している特定基地局以外の無線局(以下「既存無線局」という。)の周波数移行を迅速に行いつつ、早期に携帯電話基地局の開設を図ることができるようにすることが電波の有効利用の観点から適当である。</p> <p>このため、既存無線局の周波数の変更その他の措置(以下「周波数変更等」という。)に要する費用につき開設計画の認定を受けた者が応分の負担をすることにより早期の移行を促し、移行後の周波数を使用して基地局を開設することを可能とするため、所要の改正を行うものである。</p> <p>【内容】 既存無線局による周波数の使用を当該使用期限前に終了させるために特定基地局を開設しようとする者が費用の負担その他の措置(以下「終了促進措置」という。)を行うことにより、当該特定基地局の開設を早めることが電波の有効利用に資すると認められる場合に、開設指針において、終了促進措置に関する事項を定め、開設計画の認定の審査基準とするとともに、開設計画の認定の申請者が、開設指針に定められた終了促進措置を行おうとする場合に、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法について開設計画に記載しなければならないこととする。</p> <p>また、周波数変更等に要する最長の期間として想定される無線局の免許の有効期間(5年間)を勘案し、認定の有効期間の範囲の上限を10年とする改正をするほか、終了促進措置を行おうとする者に対して、周波数変更等の対象となる無線局の免許の人等と協議等を行うために必要な情報を提供することを可能とするとともに、当該情報の提供を受けた者による当該情報の目的外利用・提供を禁じ、目的外利用・提供をした場合には三十万円以下の過料に処することとする等の改正を行う。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	電波法(昭和25年法律第131号)第25条第2項・第3項、第27条の12第2項、第27条の13第2項・第4項・第6項、第27条の14第4項、第116条第8号	
分析対象期間	電波法の一部を改正する法律の施行後5年とする。		
費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)	費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定する。		
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	終了促進措置を行うか否か(開設計画に終了促進措置について記載するか否か)は、事業者の判断に委ねられており、終了促進措置の実施に要する金銭的負担を行う場合には、当該終了促進措置の実施に要する費用が発生する。		
(行政費用)	総務大臣に対して、終了促進措置の内容及びその費用の支弁方法が記載された開設計画の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が新たに発生することとなるが、当該行政費用の負担は限定的である。		
(その他の社会的費用)	現時点において、特段想定されるものはない。		
規制の便益	便益の要素		
	<p>①特定基地局の迅速な開設及び新規サービスの早期の提供 本改正により、特定基地局を開設しようとする者は、終了促進措置を実施することで、本来の開設時期よりも前倒して特定基地局を開設することが可能となり、ひいては新規サービス提供が早期に可能となる。</p> <p>②周波数再編の迅速化による電波の有効利用の促進 認定開設者が既存無線局の周波数移行に要する費用を負担することによって周波数の再編を迅速に進めることを可能とする本制度の創設によって、新規の周波数需要に従来よりも早く応えることが可能となり、電波の有効利用が促進される。</p>		
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>本改正により、認定開設者が終了促進措置を行う場合には、当該終了促進措置の実施に要する金銭的負担が認定開設者に発生するものの、終了促進措置の実施により特定基地局の迅速な開設が可能となり、ひいては新規サービスの提供が早期に可能となる。このことは、近年の携帯電話サービスの通信量の急激な増加に伴い、携帯電話用周波数の新たな割当てが急務となっていることを鑑みれば、本改正の必要性は高い。</p> <p>また、上記のとおり、本改正により、我が国における電波の有効利用の促進、経済成長、利用者利便の増進、国際競争力の強化などの便益も期待される。</p> <p>以上より、終了促進措置の実施が事業者の判断に委ねられており、基本的に費用を便益が上回ることから、本改正は適切である。</p>		
有識者の見解その他関連事項	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ)の報告書における「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン(平成22年11月30日)」		
レビューを行う時期又は条件	分析対象期間を踏まえ、電波法の一部を改正する法律の施行後5年以後に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。		
備考	既存無線局の移行費用を携帯電話事業者が負担し、迅速な周波数再編を達成するためには、携帯電話サービスを開始する上で必要となる開設計画の認定の手続において、終了促進措置を行う場合の規定を加える必要があることから、本件については、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。		